

第4回 「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」 議事次第

1. 開催日時 平成 26 年 2 月 14 日(金)午後1時～3時
2. 開催場所 経済産業省本館 1 階東共用会議室(本館1階)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

3. 議事次第

(1)開会・座長挨拶

(2)事務局及び委員による資料説明及び討議

- 論点 7:各国における将来予測情報の開示(資料3)(約 25 分)
- 論点8:各国における重要性に関する動向(資料4)(約 25 分)
- ドイツ商法における状況報告書規定(五十嵐委員)(資料5)(約 40 分)
- 論点9:各国における開示の様式・XBRL の活用等(資料6)(約 10 分)

(3)自由討議

<配布資料>

- 資料1:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」委員及びオブザーバー名簿
- 資料2:「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」出席者名簿
(平成 26 年2月 14 日)
- 資料3:論点7 各国における将来予測情報の開示
- 資料4:論点8 各国における重要性に関する動向
- 資料5:ドイツ商法における状況報告書規定(五十嵐委員)
 - 参考資料 5-0: ドイツにおける状況報告書(参考資料のまとめ)
 - 参考資料 5-1: 非財務的業績指標の定義
 - 参考資料 5-2: 「状況報告書の発展」(「日大商学集志」第 83 巻第 3 号)

- 参考資料 5-3: 「状況報告書と持続可能性規準」(産業経理 73(3)、27-35、2013-10、産業経理協会)
 - 参考資料 5-4: シーメンス社連結状況報告書
 - 参考資料 5-5: ドイツ企業の IR カレンダー一例
 - 参考資料 5-6: DRS20 における予測報告の内容
 - 参考資料 5-7: DRS20 と MD&A の比較
- 資料6: 論点9 各国における開示の様式・XBRL 等の活用に関する動向

以上

**「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」
委員及びオブザーバー名簿**

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	青木 浩子 (あおき ひろこ)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村證券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	本澤 豊 (ほんざわ ゆたか)	ソニー株式会社 総合管理部門副部門長
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	藤原 幸則 (ふじはら ゆきのり)	公益社団法人関西経済連合会 理事
オブザーバー:	坂本 三郎 (さかもと さぶろう)	法務省民事局参事官
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長

「企業開示制度の国際動向等に関する研究会」

出席者名簿

(開催:平成26年2月14日)

(敬称略、順不同)

座長:	弥永 真生 (やなが まさお)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
委員:	五十嵐 邦正 (いがらし くにまさ)	日本大学商学部教授
委員:	青木 浩子 (あおき ひろこ)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
委員:	藤田 晶子 (ふじた あきこ)	明治学院大学経済学部国際経営学科教授
委員:	円谷 昭一 (つむらや しょういち)	一橋大学大学院商学研究科准教授
委員:	熊谷 五郎 (くまがい ごろう)	みずほ証券株式会社 企画グループ経営調査部上級研究員
委員:	野村 嘉浩 (のむら よしひろ)	野村証券株式会社 金融経済研究所 経済調査部 シニアストラテジスト
委員:	吉井 一洋 (よしい かずひろ)	株式会社大和総研 金融調査部 制度調査担当部長
委員:	篠岡 尚久 (しのおか なおひさ)	カゴメ株式会社 経営企画本部 財務経理部長
委員:	高畑 修一 (たかはた しゅういち)	三菱重工業株式会社 経理総括部 主席部員
委員:	本澤 豊 (ほんざわ ゆたか)	ソニー株式会社 総合管理部門副部門長
オブザーバー:	安井 良太 (やすい りょうた)	株式会社東京証券取引所 上場部長
オブザーバー:	井上 隆 (いのうえ たかし)	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 副本部長
オブザーバー:	宮崎 雅之 (みやざき まさゆき)	法務省民事局参事官室 局付
オブザーバー:	油布 志行 (ゆふ もとゆき)	金融庁総務企画局企業開示課長

論点 7: 各国における将来予測情報の開示

1. 背景

開示における将来予測情報の考え方として、そもそも、将来予測情報を開示することの是非という論点もあれば、どこに開示すべきか、財務諸表の注記あるいは注記以外の非財務情報としての開示か、という論点もある。財務諸表の注記であれば、さらに監査可能性の視点からの論点もある。

以下では、まず、財務諸表の注記における将来予測情報について、各国での議論を検討し、次に、非財務情報としての将来予測情報についての動向の概略を検討する。

2. IASB の「経営者の説明」における将来予測情報の位置付け

2010 年 12 月に IASB は IFRS Practice Statement 「経営者の説明 (Management Commentary)」を公表し、その中で将来予測情報を経営者の説明に含めることを要求している (Para.13)。

将来予測情報は見通しや計画等を含む主観的な情報であり、その作成には専門的な判断が要求されると定義されており、経営者が将来予測情報を開示する場合は予測に用いた仮定も開示する必要があるとしている (Para.18)。また、例えば経営者が前期に将来の業績目標を記述した場合は、当期に実績を報告する必要があり、目標と実績の間の重要な差異について説明し、それが企業の将来の業績にどのように影響するか述べなければならないとしている (Para.19)。

IASB は、将来予測情報の開示の程度はその企業が置かれている規制・法律環境に影響を受けることから IFRS ではなく拘束力のない (non-binding) Practice Statement でこれを取り扱ったと「結論の背景」で述べている (BC16) が、例えば、米国における規制・法律環境としては、継続開示会社の将来予測情報に関してセーフハーバールールが設けられており、レギュレーション S-K に基づき年次報告書や四半期報告書等への記載が要求される MD&A (Management Discussion and Analysis) の記載事項等の将来予測情報について、将来に関する予想が誠実かつ合理的な基礎に基づいて行われた場合には、事後的にその予想が不正確であることが判明しても、1933 年証券法規則 175 及び 1934 年証券取引所法規則 3b-6 に基づき免責される。

3. 財務諸表の注記における将来予測情報

<FASB の開示フレームワーク・プロジェクトの状況>

米国では FASB が 2012 年 7 月に開示フレームワークに関するディスカッションペーパー(DP)を公表している。FASB はこの DP について以下のように述べている。

- 当プロジェクトの目的と主要な焦点は、財務諸表注記における開示の有効性を、各企業の財務諸表の利用者にとって最も重要な情報を明確に伝達することにより、改善することである。財務諸表注記の量の削減は主要な焦点ではないが、当審議会は、重要な情報に焦点を絞れば、ほとんどの場合には分量の削減になると期待している。(DP, P1)
- 分量の制限又は削減は、財務諸表注記を改善する取組みの主目的ではないものの、利用者が目的適合性のある情報を発見し理解する能力を向上させる限りにおいては、非常に望ましい結果である。(DP, P5)

FASB により 2013 年 2 月に公表されたコメントレター・サマリーによれば、この DP には企業、監査法人、関係団体等より計 84 通のコメントが寄せられた。コメント内容は多岐にわたるが、多くの回答者が以下の内容のコメントを提出していたとされる。(コメントレター・サマリーP4, 12)

- 財務諸表の注記の目的及び含むべき情報とそうでない情報との境界線 (boundary)をボードが定義すべきである。
- 財務諸表の注記の対象となる情報を過去の取引、現在の財政状態及び財務諸表の基礎となる見積りと仮定の説明に制限すべきである。
- 将来予測情報を監査の対象である財務諸表注記から除外し、セーフハーバーの保護が存在する MD&A に含めて欲しい。

このような関係者からのコメントを踏まえ、FASB においてその後も継続的な検討が行われてきたが、2013 年 11 月に行われた直近の審議までに、以下の事項が暫定決定されている。なお、各項目の例示は DP, 1.23 及び 2.10 を参照した。

- 財務報告の一般的な目的と同様に、財務諸表の注記の目的は、既存又は潜在的な投資家・債権者等に、関連する情報を提供することにより、財務諸表項目を補完、説明することである。従って、財務諸表の注記に含むべき情報は以下の通りである。
 - a. 報告企業とその活動に関する情報
例：ビジネスの概略、セグメント情報、連結された子会社・変動持分事業体の情報、関連当事者取引
 - b. 財務諸表の表示科目に関する情報

例：表示科目の説明、明細、測定方法、会計方針

- c. 要件を満たしていないため企業の財務諸表上で認識されていないが、資金提供者（投資家、債権者）の意思決定に影響を与える過去の事象あるいは既存の条件

例：偶発利益、偶発損失

一方で財務諸表の注記に含むことを要求されない情報は（任意開示は可能）以下の通りである。

- a. 財務諸表本表あるいは注記による開示を目的として経営者によって行われた測定に利用された情報でない将来事象に関する仮定と期待
- b. 周知の問題あるいは他の出所から著しい費用や困難を伴わずに容易に利用可能な情報で、その企業や企業が作成する財務諸表に固有ではない事項

例：経済の状況

将来予測情報については、以下の事項が決定された。なお、各項目の例示は 2013 年 6 月、ボードミーティング・ハンドアウト、Expectations And Assumptions about the Future を参照した。

- ボードが開示を要求する項目として考慮すべきとされた事項
 - a. 将来に影響を及ぼす、既存の状況あるいは将来の特定の変更に関する情報

例：資産の耐用年数、契約の満期分析
 - b. 経営者の計画

例：負債の借換えに関する計画
 - c. 当期の財務諸表に表示あるいは開示された項目の測定要素であり、当該測定を説明するための将来に関する期待および仮定
- ボードが開示を要求する項目として考慮すべきでないとした事項
 - a. 減損損失の認識に至らなかったが、減損テストの要素として使用された将来に関する期待および仮定（資産が減損損失を計上するための閾値に接近している会社に関する開示は、現在の状況の開示であり、将来に関する期待あるいは仮定の開示ではない。）

- b. 測定に関する説明以外の目的で利用されている、測定要素である将来に関する期待および仮定
- c. 観察可能な市場価格に含意される、実際は企業による測定要素として使用されなかった期待および仮定

例：レベル1あるいはレベル2の公正価値測定に利用された、市場参加者による見積将来キャッシュフロー

なお、退職給付(Employee benefit plans)に関してはボードにおける議論の対象外となっている。

<今後の方向性>

上記検討結果を反映した「財務報告に係る概念フレームワーク¹」公開草案が今後FASBより公表されることになるが、上記の財務諸表の注記及び将来予測情報に関する米国の議論を鑑みると、「財務諸表の注記として、監査の対象になる情報」と「MD&Aに含まれ、監査の対象とはならないが、セーフハーバールールで保護される情報」を明確に峻別する方向で草案に反映する可能性が高いと考えられる。

4. ドイツの状況報告書(マネジメント・レポート)に含まれる将来予測情報

EU会計指令により、EU加盟諸国では、各国の法制度でマネジメント・レポートを監査対象とすることが要求されている。

ドイツにおいては、状況報告書(マネジメント・レポート)の内容は商法 289 条及び 289a 条により定められており、その内容は「営業の経過と状況(289 条 1 項)」、「後発事象(289 条 2 項)」、「財務報告に係る内部統制システム及びリスク管理システムの重要なメルクマール(289 条 5 項)」等多岐にわたるが、その中に将来予測情報である「重要なチャンスとリスクを含む将来予測(289 条 1 項)」も含まれており、これも商法 316 条 1 項・2 項により、監査対象となっている。(注)

(参考)2012 年 12 月期の Bayer 社のマネジメント・レポートに対する監査報告書
(Independent Auditors Report より該当部分を抜粋)

Report on the Combined Management Report

We have audited the accompanying group management report of Bayer Aktiengesellschaft for the business year from January 1, 2012 to December 31,

¹ 開示フレームワークは概念フレームワークである財務会計概念書の第 8 号に含まれることになる。

2012, which is combined with the management report of the company. The Board of Management of Bayer Aktiengesellschaft is responsible for the preparation of the combined management report in accordance with the requirements of German commercial law applicable pursuant to § 315a Abs. 1 HGB. We conducted our audit in accordance with § 317 Abs. 2 HGB and German generally accepted standards for the audit of the combined management report promulgated by the Institut der Wirtschaftsprüfer (Institute of Public Auditors in Germany) (IDW). Accordingly, we are required to plan and perform the audit of the combined management report to obtain reasonable assurance about whether the combined management report is consistent with the consolidated financial statements and the audit findings, as a whole provides a suitable view of the Group's position and suitably presents the opportunities and risks of future development.

According to § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB, we state that our audit of the combined management report has not led to any reservations.

上記 Bayer 社の監査報告書の文言から以下の事項を読み取ることができる。

- (1) 監査報告書上で、マネジメント・レポートの作成責任が経営者にあることを明確に示していること(責任範囲の限定)。
- (2) 監査意見による保証内容については、以下の通りである。
 - マネジメント・レポートの情報が財務諸表及び監査上の発見事項と整合的であること。
 - 全体として、グループが置かれているポジションや、将来のリスクと機会を適切に表示していること。

なお、2012年12月31日以後開始する事業年度から、ドイツ会計基準第20号(GAS 20)の適用が強制されており、この基準は早期適用が可能である。GAS 20では、将来見通しについて、少なくとも報告日から先1年間(従前は2年以上先について)について記載することが要求されている。

(注)五十嵐 邦正 産業経理 Vol.73 No.3 2013年10月から要旨抜粋

5. 日本における将来予測情報の取扱い

上記海外の動向と比較した場合、日本の状況は以下の通りである。

- FASB で行われているような将来予測情報の取扱いの明確化は行われていな

い。

- 米国における将来予測情報の開示に関するセーフハーバールールのような免責規定は存在しない。
- ドイツのような将来予測情報に対する監査意見の表明は行われていない。

上記を総括すると下表の通りである。

	将来予測情報	
	財務諸表の注記	財務諸表以外での 情報提供
米国	財務諸表の注記に含まれる将来予測情報と含まれない将来情報を明確に区別する方向である。	将来情報に関しては誠実かつ合理的な予測である限りセーフハーバールールで保護される。
	注記は監査意見の対象となる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状は監査意見の対象ではない。 ● 監査報告書の改訂により監査意見の対象となる可能性がある。
ドイツ	財務諸表の注記に含まれる将来予測情報はIFRS及びドイツ商法の規定に従い決定される。	商法により重要な機会とリスクを含む将来予測の開示が義務付けられている。
	監査意見の対象となる。	監査意見の対象となる。
日本	財務諸表の注記に含まれる将来情報と含まれない将来情報について米国のような明確化の動きはない。	米国のようなセーフハーバールールによる保護はない。
	監査意見の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査意見の対象ではない。 ● 将来監査意見の対象とする案は公表されていない。

6. 考えられる論点

- 投資判断における将来予測情報の有用性と利用者保護、作成者保護、監査人の責任範囲の限定のバランスをどのように考えるべきか
- 例えば、ドイツの事例や米国における監査報告書の改訂を踏まえ、日本においても将来予測情報に関して一定のアシュアランスを付与すべきか
- また、日本においても米国のように財務諸表の注記に含まれる将来予測情報と含まれない将来予測情報について明確化した上で、セーフハーバールールを設けて将来予測情報の開示を促進すべきか

7. 研究会にてご意見をいただきたいこと

1. 上記、考えられる論点の各項目についてご意見をいただきたい。
2. その他、海外の動向との比較の観点からご意見があればお伺いしたい。

以上

論点8：各国における重要性に関する動向

1. 背景

開示をめぐる議論では、しばしば「重要性のある情報」のみを開示することが望ましいという文脈で「重要性 (Materiality)」に言及される。しかし、開示情報の作成者が考える重要性と、監査人及び多様な利用者が考える重要性のレベルには相違があるかもしれない。

例えば、2012年にCFAインスティテュートが財務諸表利用者を対象として実施した調査¹では、76%の回答者が、現在の開示情報に明らかに重要性の低い情報はないと回答しているという。また、重要性について、作成者および監査人と比較して、一般的に利用者は相対的に低い重要性の閾値を想定しているという。そのため、CFAインスティテュートは、会計、監査、規制上の重要性の定義において、利用者の視点をより重視すること、さらに、財務情報に関する作成者と監査人による重要性の判断を開示することを提案している。この提案は、世界各地で展開される開示フレームワークの議論が開示削減に向かっていることに懸念を持つCFAインスティテュートが、財務諸表利用者の声を開示フレームワークの開発に反映することを意図して公表したものである。(参考資料 4-1)

以下では、監査基準及び会計基準における重要性の概念、さらに、欧米諸国における主に財務諸表の注記を検討対象とした開示フレームワークの議論の中で重要性がどのように検討されているかについての動向を考察する。

2. 海外における重要性に関する動向

(1) 監査基準における重要性

● 国際監査基準による重要性の定義

国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が公表する国際監査基準(ISA)第320号「監査の計画及び実施における重要性」では、財務諸表監査の計画と実施において重要性の概念を適切に適用する監査人の責任を取り扱っている。このISA第320号は、後述する日本の監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に取り込まれている。

● IAASBの動向

IAASBでは、2010年から財務諸表の開示に対する監査を検討するワーキング・グ

¹ CFA Institute, *Financial Reporting Disclosures – Investor Perspectives on Transparency, Trust, and Volume*, July 2013. P.7

ループを立ち上げ、2011年1月に討議資料「財務報告の進化する性質：開示とその監査への影響²」を公表した。この討議資料に対するコメント等を取りまとめたフィードバック文書(2012年1月公表)では、重要性について以下の記載がある。

- 重要性の適用について、作成者、監査人、規制当局ともに財務諸表本表については十分に理解しているが、注記情報については多様なアプローチがある。
- 複数の回答者は、「開示のチェックリスト」の使用が、過剰な開示の根源であると指摘している。
- 前期との整合性(前期開示していた情報を当期も開示)、制度上の開示要求順守によって、重要性や目的適合性にかかわらず、開示をしている実態がある。
- しかし、IAASB 単独では、重要性に関する懸念に対処できない。重要性は、一義的に財務報告の概念であり監査基準が財務報告基準の役割を侵害するわけにはいかない。包括的な開示フレームワークによって対処されるべきである。
- 重要性を取り扱う現行の監査基準(ISA 320)については、追加のガイダンスが必要であるとする意見もあれば、現行基準で十分であるという意見、また、定性的情報開示についての重要性判断や、直接本表の表示項目に関連しない注記に関する重要性判断についてガイダンスが必要であるという意見があった。

(2) 会計基準における重要性

● EU 会計指令における重要性

2013年6月に公表されたEU 会計指令(2013/34/EU)では、重要性が以下のとおり定義されている(Article 2, Definition)。

(16) 'Material' means the status of information where its omission or misstatement could reasonably be expected to influence decisions that users make on the basis of the financial statements of the undertaking. The materiality of individual items shall be assessed in the context of other similar items.

「重要性がある」とは、ある情報の脱漏又は虚偽表示により企業の財務諸表に

² IAASB, Discussion Paper, *The Evolving Nature of Financial Reporting: Disclosure and Its Audit Implications*, January 2011.

基づき判断をする利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に推測できる状況を意味する。個別の項目の重要性はその他の同様の項目との関係で判断されなければならない。

さらに、前文(17)において、重要性の原則が、財務諸表における認識、測定、表示、開示および連結において適用されなければならないと明記されている。

- 国際財務報告基準(IFRS)における重要性

国際会計基準審議会(IASB)は、2010年の概念フレームワーク改訂において、第3章「有用な財務情報の質的特性」に重要性に関する説明を追加した(QC11)。この時点では、IASBは米国財務会計基準審議会(FASB)と共同で概念フレームワーク・プロジェクトを進めており、QC11は、FASBの財務会計概念書第8号(CON 8)のQC11と同様であり、重要性の概念は、目的適合性(基本的質的特性のひとつ)の重要な一側面であるとされている。

また、IAS第1号「財務諸表の表示」第7項及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第5項には以下の記載があるが、IAS第1号およびIAS第8号ともに重要性について定量的な指針は示していない。

重要性がある： 項目の脱漏又は誤表示は、利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、単独で又は総体として影響を与える場合には、重要性がある。重要性は、それを取り巻く状況において判断される脱漏や誤表示の大きさや性質により決定される。当該項目の大きさや性質、又はその両方が重要性を判断する要因となり得る³。

- 米国会計基準における重要性

米国のCON 8, QC11では、「もし脱漏又は虚偽表示によって、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響を及ぼす可能性があるなら、その情報は重要である」とし、換言するなら、重要性とは、個々の企業の財務報告において、当該情報が関連する性質又は影響度あるいはその双方に基づく企業固有の目的適合性の一側面であり、よって、会計基準設定主体が重要性の統一的な数値的閾値を特定する、あるいは、特定の状況下で何が重要かを前もって決定することはできない、と説明されている。

Materiality

QC11. Information is material if omitting it or misstating it could influence decisions that

³ IFRS財団編、「2013国際財務報告基準(IFRSs®)」、中央経済社、2012年12月。

users make on the basis of the financial information of a specific reporting entity. In other words, materiality is an entity-specific aspect of relevance based on the nature or magnitude or both of the items to which the information relates in the context of an individual entity's financial report. Consequently, the Board cannot specify a uniform quantitative threshold for materiality or predetermine what could be material in a particular situation.

さらに、米国最高裁判所において、少なくとも2つの重要性の解釈が示されており、報告企業はこの解釈を順守しなければならない。Con 8 の定義はこの解釈とは相違するため、FASB は、定義を変更する必要があるかもしれない⁴。

(3) 欧州の動向

● ESMA による分析

欧州証券市場監督局(ESMA)は、重要性の概念の適用の一貫性を目的として、2011年11月に、コンサルテーション・ペーパー「財務報告における重要性の検討⁵」(CP)を公表し広く意見を募集した。CP に対する50件のコメントの要約(2012年8月にESMAから公表)及びその後開催された円卓会議での議論を取りまとめたフィードバック文書⁶が、2013年2月に公表されており、その主な内容は以下のとおり。

- 回答者の多くは、重要性の概念は一般的によく理解されているものの、その適用については多様性があると指摘している。また、利用者の見解では、作成者がIFRS基準で強制されていないが重要な情報を開示していない一方で、重要性の低い情報を提供していることについて懸念を示している。
- 適用の多様性は、経営者による判断(management judgment)に起因すると考えられる。
- 開示が読み手にとって企業の財政状態や業績を理解しづらい分量に達している(開示過多)。
- すべてのステークホルダー共通の多数意見として、仮に重要性に関するガイダンスが必要な場合であっても、その作成は、ESMAではなくIASBが行うべきであるとしている。

⁴ FASB, Invitation to Comment – *Disclosure Framework*, July 2012.

⁵ ESMA, Consultation Paper, *Consideration of Materiality in Financial Reporting*, November 2011

⁶ ESMA, Feedback Statement, *Consideration of Materiality in Financial Reporting*, February 2012.

- 多くの回答者は、会計と監査の間で各基準における用語が異なるものの、重要性判断の実務上の適用に多様性はないと指摘した。しかし、多くの利用者は、会計と監査のさらなる整合の必要性を指摘した。
- 重要性には質的・量的側面があるが、これらを合わせて判断すべきであるという意見、さらに、重要性は目的適合性(relevance)に関連するため、質的側面についてより重点的に議論をすべきであるという意見があった。
- CPでは、重要性の判断に特に注意をはらうべき状況の事例を記載していたが、このような事例は、すべてを網羅的にリストすることが難しいため、むしろ、不要であるという意見もあった。
- 「重要性の判断」を会計方針の注記として開示するという案には、利用者の一部が賛同したものの、その他のステークホルダーは、そのような注記は、紋切型になるだけであり、無用であるとした。
- 大多数は、年度と期中の財務報告に適用すべき重要性の原則は同一のものであるべきという。しかし、実務ではそのようになっていないため、ESMA がIASB に対してこの問題を提示するように提案した。
- 次のステップ—IASB は開示に関する円卓会議を開催する。IAASB は、財務諸表開示プロジェクトに取り組んでいる。相互協力して取り組むことが期待される。

● EFRAG による開示フレームワーク・プロジェクト

FASB と共同で開示フレームワークを検討してきた欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、2012年7月に、討議資料「注記に対する開示フレームワークへ向け⁷⁾」を公表した。なお、EFRAGによる開示フレームワークのプロジェクトには、フランスのANC及び英国のFRCがメンバーとして参加している。この討議資料公表の目的のひとつは、「重要性の適用を強化し、開示される情報が企業の財務業績及び財政状態の理解に必要なもののみとなるようにすること」とされており、第4章「要求事項の適用—重要性」において、具体的な重要性を検討するための指標(indicators)が提案されている。

討議資料に対するコメントでは、重要性に関する根本的な問題が、重要性の閾値の適用にある点については広範な同意があったものの、具体的な重要性の適用に関するガイダンスを開示フレームワークに含めることに対しては見解が分かれた。

⁷⁾ European Financial Reporting Advisory Group, Discussion Paper: *Towards a Disclosure Framework for the Notes*, July 2012.

回答者(48件)の内、19件はガイダンスが有用であると支持したが、15件は、ガイダンスや指標の開発は、詳細なルールの導入になりかねず、重要性は判断に基づくことから、むしろ、行動様式の変革(behavioral change)が必要であると指摘している。

● FRCによる討議資料

英国の財務報告評議会(FRC)は、フランス(ANC)及びドイツ(DRSC)の会計基準設定主体の協力を得て、2012年10月に討議資料「より広範囲の開示を検討する⁸」を公表した。この討議資料では、検討対象を注記からその他の情報にまで拡大し、重要性について以下の説明をしている。(以下は、討議資料からの引用)

認識と測定に関する重要性の概念は確立されているものの、開示については不明瞭な点もあり、重要性の概念が十分に適用されていない。(財務情報における)認識と測定については原則主義のモデルがあるが、開示については「コンプライアンス・モデル」となっているとみられる。

重要性に関して①及び②の論点がある。

① 認識と測定における重要性と比較して、開示における重要性とは何か？

例えば、財務諸表本表の重要性より高いレベルの重要性が注記に対しては適切であるという考えもあり得るかどうか。

② 開示目的の重要性に複数のレベルがあるのか？

財務報告全体について、異なるレベルの重要性が適用できるのかどうか。例えば、以下の3段階に分けることが考えられうる。

- ◇ 高位(Top Level):例えば「10 ミニッツ(10 分間)」を読むような(エグゼクティブが)重視するような項目
- ◇ 中位(Middle Level):会計基準で定義された重要性と同意
- ◇ 低位(Bottom Level):監査基準でしばしば見受けられる僅少な(insignificant)や取るに足りない(trivial)という用語で表現される項目

具体的にIFRS及びUKの会社法で使用されている重要性を表現する用語には、Critical, Essential, Fundamental, Important, Key, Main, Major, Primary,

⁸ FRC, Discussion Paper, *Thinking about disclosures in a broader context: A roadmap for a disclosure framework*, October 2012. 以下のリンク先から入手できる。
<https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Accounting-and-Reporting-Policy/Thinking-about-disclosures-in-a-broader-context-File.pdf>

Principal, Significant があるとしている。これらを踏まえて、討議資料では、次の順で5段階の重要性を規定することを提案した。

- ① Significant(最も高いレベルの重要性を示す)
- ② Material
- ③ Not Material
- ④ Immaterial
- ⑤ Insignificant(最も低いレベルの重要性を示す)

さらに、FRCの討議資料では、開示の各項目(マネジメント・コメントリー、コーポレート・ガバナンス、財務諸表)について、どのレベルの重要性に基づき情報を開示するかを区別することが提案されていた。

<マネジメント・コメントリー>

例えば、「主要なリスクと不確実性(Principal risks and uncertainties)」では、主要な(principal)という用語が示唆するとおり、ハイレベルの項目のみを開示することが要求されていると解釈し、「主要」ではないリスクと不確実性の長い一覧リストを開示することは想定されていないとする。

<コーポレート・ガバナンス>

UKコーポレート・ガバナンス・コード(コード)で要求される開示、役員報酬、関連当事者などの取締役会のスチュワードシップに関連する情報については、本来「応諾か説明か(comply or explain)」のはずだが、実際にはすべてを説明している。コーポレート・ガバナンスの開示については二つのタイプがある。①重要性に関わらずコードへの準拠を示す開示、及び②会計基準等で開示が要求される項目(関連当事者間取引等)。このうち、後者の②については重要性の判断が適用され、低位の重要性レベルが適用されるかもしれない。

<財務諸表>

情報を、①財務諸表本表又は注記で表示・開示される項目、及び②本表では未認識だが将来キャッシュ・フローに影響を与えうる項目、に分けてそれぞれ異なるレベルの重要性の適用を提案している。①については、性質によって追加情報(期首から期末への調整表、リスクと不確実性に関する説明、満期分析)の開示を検討する。②については、将来キャッシュ・フローへの影響が利用者にとって非常に重要であれば、追加的な説明と将来キャッシュ・フローへの影響を説明することが提案されている。(討議資料の付録Cにおいて、より詳細な判断規準が示されているがここでは引用を割愛する。)

上記、討議資料における提案に対して寄せられたコメント(28件)の約57%が概ね同意している⁹。しかし、様々な利用者によって重要な情報が異なる可能性があるため、最終的な開示フレームワークでは、次のガイダンスを提示することが示唆されている。

- 重要性の判断において使用する要件(criteria)
- 比較情報に関する重要性の考え方
- 純額で表示される項目に関する重要性の考え方

さらに、討議資料へのコメント提出者は、「重要性のない情報を開示しないこと」を開示フレームワークの中で強調すること、会計基準と監査基準で使用されている「重要性」の定義を統一する必要があること、IFRSを設定するIASBが重要性の適用に関するガイダンスを提供する役割を担っていることを示唆していた。

また、21%のコメント提出者は、討議資料で提案されている重要性の考え方に同意しないと回答した。その理由には、そもそもフレームワークに重要性に関するガイダンスは不要であるという意見、また、高・中・低という三段階の重要性の設定に対して反対する意見等が少なからずあり、会計基準の中で使用されている重要性を表現する用語(significant や key)の明確化を求める意見が多数あった。ある項目を開示しないことによる規制当局や法律専門家からの追及に対する恐れがあるがゆえに、重要性のない開示が削減できないとして、意識改革の必要性を指摘するコメントも多数あった。

● IASBによる開示イニシアチブの動向

開示に関する国際的な関心の高まりを受けて、IASBは、作成者、監査人、規制当局、財務諸表利用者及びIASB間の対話を促進する目的で、2013年1月にロンドンで財務報告の開示に関するディスカッション・フォーラム(フォーラム)を開催した。

その後、2013年5月に公表された当フォーラムのフィードバック文書¹⁰によると、フォーラム等を通じて明らかになった問題点の中から、短期的に解決すべき項目として、「重要性」に関する教育マテリアル又はガイダンスの開発が挙げられている。この理由として、重要性の概念は、作成者、監査人、規制当局それぞれによって十分に理解されているものの、その適用においては、より慎重になる傾向があり、作成者は自らの財務諸表の利用者にとって目的適合性のない情報の排除に消極的、他

⁹ FRC, Feedback Statement: *Thinking about disclosures in a broader context: A roadmap for a disclosure framework*, June 2013.

¹⁰ IASB, Discussion Forum – Financial Reporting Disclosure, *Feedback Statement*, May 2013.

方、監査人及び規制当局は会計基準で要求されている開示を省略する作成者に異議をとなえがち、と分析されている。

フォーラムの結果等を受けて、IASB は、2013 年 10 月に開示イニシアチブを立ち上げ、具体的に以下のプロジェクトが IASB ワークプランに追加されている。

<短期プロジェクト>

- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の範囲が限定された修正—重要性のない情報の開示をするべきではないことを明確化
- 「重要性」の適用に関する教育マテリアル、又はガイダンスを開発

<中期プロジェクト>

- IFRS における開示と表示の研究—IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を見直し、実質的には開示フレームワークの開発を意図
- 開示の基準レベルのレビュー—各 IFRS 基準の開示要求事項の体系的見直しを意図

(4) 米国の動向

● 開示フレームワークのプロジェクトの動向—FASB

FASB は、2012 年 7 月にコメント募集「開示フレームワーク¹¹」を公表し、会計基準を開発する「FASB の役割」と、開示情報作成・提供する「報告企業の役割」に分けて枠組みを検討する提案を行った。この提案では、重要性という用語ではなく、目的適合性の有無を問いかける形式で、ある事象または状況に関する説明が報告企業の将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性の有無をベースに、FASB が各会計基準において開示を強制するか否かを検討するような質問項目リストを提案している。これらの提案に対するコメント分析を経て、「FASB の役割」に関する審議を 2013 年 11 月までに概ね終えて、2014 年第 1 四半期中に公開草案が公表される見通しである。他方、「報告企業の役割」については、審議が継続される予定である。

以上は、主に財務諸表の注記の開示に関する重要性の議論である。非財務情報を含む情報の重要性については、統合報告における重要性の概要を以下で検討する。

(5) 統合報告における重要性【参考】

¹¹ FASB, Invitation to Comment – *Disclosure Framework*, July 2012.

2013年12月9日に国際統合報告評議会(IIRC)によって公表された「国際統合報告フレームワーク」では、重要性を以下のとおり定義している(3D, 3.17 - 3.35)。

- 統合報告書は組織の短期、中期、長期の価値創造力に実質的に影響を与える事象に関する情報を開示しなければならない(3.17)。統合報告書の作成と開示を行うための重要性の決定プロセスには以下が含まれる。
 - ◇ 価値創造能力に影響を与える能力に基づいて関連する事象を特定する。
 - ◇ 関連する事象の重要性を価値創造に与える既知の又は潜在的影響という観点から評価する。
 - ◇ 相対的重要性に基づいて事象の優先付をする。
 - ◇ 重要性を有する事象について開示する情報を決定する。
- さらに、統合報告書では、組織がどの事象を含めるかをどのように決定したか、及びそのような事象はどのように定量化され、評価されたかを説明するものでなければならない(4.40)。統合報告書の作成と開示の基準には、組織の重要性の決定プロセスの概要、が含まれる。

統合報告の導入パイロット企業の重要性に関する開示例については、参考資料4-3を参照。具体的な重要性の定義へのアプローチに関する説明が付されている。

3. 日本の会計・監査基準における重要性

● 会計原則

企業会計原則第一一般原則、同注解【注1】「重要性の原則の適用について」、において、重要性の乏しいものについては、簡便的な会計処理や表示が認められるとされている。

さらに、個別の会計基準において、重要性の考慮が明記されている場合がある。(例：企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」における結論の背景、第35項)

● 監査基準

監査基準委員会報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」(ISA 320 “Materiality in Planning and Performing an Audit” に対応)では、重要性の概念に対する基本的考え方が以下のとおり説明されている。

<重要性の概念>

財務諸表の作成と表示における重要性の概念については、一般的には、以下のように考えられており、監査人は、これらの重要性の概念に基づき重要性を決定することになる。

- ◇ 脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
- ◇ 重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、虚偽表示の金額又は内容による影響を受ける。
- ◇ ある事項に関する重要性の判断は、財務諸表の一般的な利用者が有する共通のニーズを勘案して行われる。財務情報の利用者には様々なニーズがあるものの、ごく限られた特定の利用者には影響を及ぼさないであろう事項に関する虚偽表示は考慮されない。
- ◇ 監査人の重要性の決定は、財務諸表の利用者が有する財務情報に対するニーズについての監査人の認識によって影響を受ける。監査人は、通常、財務諸表の利用者として以下を想定している。
 - ① 事業活動、経済活動及び会計に関する合理的な知識を有し、真摯に財務諸表上の情報を検討する意思を有している。
 - ② 財務諸表が重要性を考慮して作成、表示及び監査されることを理解している。
 - ③ 見積り、判断及び将来事象の考慮に基づく金額の測定には、不確実性が伴うものであることを認識している。
 - ④ 財務諸表上の情報に基づいて合理的な経済的意思決定を行う。

<重要性の基準値の設定方法>

- 監査人は通常、重要性の基準値を決定する際に、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する。
- 企業の状況に応じた適切な指標の例示としては、公表財務諸表で表示されている税引前利益、売上高、売上総利益及び費用合計などの損益項目、株主資本合計または純資産がある。
- 選択した指標に適用する割合の決定は、職業的専門家としての判断を伴うも

のである。例えば、監査人は、製造業を営む営利を目的とする企業において税引前利益を指標とする場合には5%が適切であると考えることがあるが、状況によっては、これとは異なる割合が適切であると判断することもある。また、選択する指標に適用する割合も指標の性質により異なり、売上高に適用する割合は、通常、税引前利益に適用する割合よりも小さい。

＜特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準値＞

- 企業の特定の状況において、特定の取引種類、勘定残高又は開示等に関する虚偽表示が重要性の基準値を下回る場合でも、財務諸表の利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる特定の取引種類、勘定残高又は開示等がある場合に、当該特定の取引種類、勘定残高または開示等について適用する重要性の基準値

(例：関連当事者取引、取締役及び監査役等の報酬、製薬会社の研究開発費、新たに買収した事業の開示)

4. 諸外国と日本の比較

- 監査基準及び会計基準における重要性の概念は、概ね同様であると考えられるが、実務上の運用について分析した資料は見いだせなかった。

5. 考えられる論点

- 重要性の概念は明確か。
- 重要性の概念の実務への適用は明確か。
- 重要性の概念の実務への適用が不明確あるいは適用に多様性がある場合、具体的なガイダンスは必要か。また、必要な場合、どのようなガイダンスが考えられるか。

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 上記、考えられる論点の各項目についてご意見をいただきたい。
2. その他、重要性に関連して日本で検討すべき点があればご意見をいただきたい。

以上

ドイツ商法における状況報告書規定

	第289条(年次決算書)	第315条(連結決算書)
第1項	義務	義務
第2項	いわゆる要請	いわゆる要請
第3項	非財務業績指標の報告	非財務業績指標の報告
第4項	買収関連事項	買収関連事項
第5項	会計プロセスの面からの内部統制システム及びリスク管理システムの重要なメルクマール	同左は上記2項5号に含まれる。

状況報告書及び連結状況報告書に関する DRS の概要

		(旧連結)状況報告書 (DRS15)	連結状況報告書 (DRS20)
目的/目標		<ul style="list-style-type: none"> ① 営業の経過及び状況に関する真実な写像の報告(15.2) ② 重要なチャンス及びリスクの判断と説明(15.2) ③ 利用者に対する意思決定に有用で信頼できる情報の処理 ④ 企業経営者の視点から企業価値の数値に影響しうる実態の説明と分析(15.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 法的要求の具体化(20.1) ② 受託した資源の運用報告(20.3) ③ 営業の経過及び状況の適切な写像を可能にする情報の処理 ④ チャンスとリスクの結合を含め、企業の発展見込みの説明(20.3) ⑤ 連結決算書との調和
原則・基準	企業経営者の視点	<ul style="list-style-type: none"> ① 判断機能(15.9) ② 企業経営者の視点から報告原則(15.28-29) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左 (20.12) ② 同左 (20.32)
	決算書の補完及び注釈	<ul style="list-style-type: none"> ① 注釈機能(15.24) ② 持続的価値形成への集中原則(15.30-35) ③ 完全性原則(15.9-11) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 同左 同左削除(→包括原則ではなくて具体的内容を示すから) ② 同左(20.12-20) ③ 理解性機能(20.13)
	将来指向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 持続的価値形成への集中原則(15.30-35) ② 信頼性原則(15.14-19) ③ 企業経営者の視点による報告基盤(15.28-29) ④ 正当性の原則 	<ul style="list-style-type: none"> 同左削除 ① 重要性の原則(20.32-33) ② 判断機能(20.12) ③ 信頼性及びバランスの原則(20.17-19) ④ 同左(20.13)

		→将来指向的情報内容は予測報告のなかで要求される。	→同左
	質的要求	① 完全性原則(15.9-13) ② 信頼性原則(15.14-19) ③ 重要性・経済性の原則 ④ 比較可能性原則(15.24-27) ⑤ 検証可能性原則(15.18) ⑥ 明瞭性・概観性の原則(15.20-27)	① 同左(20.12-16) ② プラス及びマイナス要素の信頼性・バランス原則 ③ 重要性の原則(20.32-33) ④ 情報の等級原則(20.34-35) ⑤ 同左 ⑥ 同左(20.26) ⑦ 同左(20.20-30)
内容	企業基盤ないし事業・業種上の条件	事業モデル	
		① 営業活動とその業種条件の説明(15.36) 例えば企業の組織的及び法的構造	① 企業基盤の報告(20.36) 同左
		目標と戦略	
		営業活動の説明においてだけ示唆されているにすぎない	① 任意：目標と戦略に関する報告
		管理体制(計数化)	
		資本市場指向性がある場合に、管理体制の説明(15.38)	同左(20.K45)
		研究及び開発	
		① 研究開発の活動の説明(15.40) ② 開発費資産化の有無にかかわらず説明義務(15.40)	① 同左(20.48) ② 重要性があるときにだけ成果及び投入要素の量的説明 ③ 開発費の資産化したときの資産化の方法とその償却方法(20.52)

	経済報告		
	一般	① 営業の経過及び重要な成果の説明(15.53)	① 営業経過及び経済的状況の説明、分析及び判断(20.53)
	状況及び営業の経過の全体供述	① 企業経営者による営業発展全体の判断(15.44) ② 財産・財務・収益の状況の説明(15.49)	① 同左(20.58)

経済全体及び業種上の条件	① 業種特殊上の説明(15.43) ② 営業の経過に対する業種上の条件変更の影響に対する経営者の見積	① 同左(20.59)	
	営業の経過	① 営業活動に関する期間的情報との関連(20.62) ② 営業の経過にとって原因となった発展及び成果との関連とその判断(20.62)	
	① 収益・財務・財産の状況の説明(15.45) ② 営業の経過の原因となった成果及び発展との関連(15.43)	① 財務・収益・財産の状況の説明・分析及び判断(20.64) ② 期間比較を妨げたり、状況のなかでたぶん企業の将来状況に関連しないことをもたらす諸要素の考慮(20.64)	
	収益状況		
	財務状況		
	資本構成		
	投資		
成果及び資産・財務・収益の状況の見込み	流動性		
	資産状況		
	営業の経過及び状況の分析における財務的・非財務的業績指標との関連	① 一般的分析に含まれる。 ① 営業の経過及び状況に対する説明のなかで最も重要な財務的・非財務的業績指標の関連(20.54)	
	後発事象の報告	① 特に重要な後発事象の説明(15.81) ② 未締結の取引の報告(15.82)	① 同左(20.114) ② 取引が存在しないときには、ネガティブな報告(20.114)
		一般	
		① 重要なチャンス及びリスクを伴う発展の見込みの説明(15.83)	① 重要なチャンス及びリスクを伴う発展の見込みの判断と説明(20.116)
		予測報告	
チャンス報告			
一般的なチャンス及びリスク報告を含めた予測報告	一般的リスク報告		

財務リスク報告	個別リスク
	一般リスク
	個別リスク
	リスク管理の目標
	リスク管理の方法

会計プロセスに関わる内部統制システム及びリスク管理システム	一 般	
	資本市場性の場合	資本市場性の場合
	① 会計プロセスの面で内部統制システム及びリスク管理システムの重要なメルクマールの説明(15.100)	① 同左(20.K.170)
	② メルクマールの評価(15.101)	② 同左(20.K168)
	内部統制システム	
	① 会計システムにおける統制の有効性確保の原則(15.103)	① 同左(20.K174a)
	① 内部監査システム(15.103)	② 統制の経済性確保に対する特別な手続の説明(20.K174a) ③ 同左(20K174b)
	会計プロセスの面におけるリスク管理システム	
	① 重要なときには、リスクの確認と評価に対する措置(15.104a)	① 同左(20.K177a)
	② 認識されたリスクの検証と関連する措置(15.104c)	② 同左(20.K177c)
買収報告	組織化された市場で要求される株式会社及び株式合資会社の場合	組織化された市場で要求される株式会社及び株式合資会社の場合
企業管理の説明	上場された株式会社及び株式合資会社のみ	上場された株式会社及び株式合資会社のみ
	① 企業管理の説明(15.140)	① 同左(20.K224)
	② 親会社の状況報告書及び連結状況報告書との関連(15.140)	② 同左(20.K224)
	③ インターネットによる公表に関する説明(15.140)	③ 同左(20.K226)
④ 商法第289a条に基づく内容(15.141)	④ 同左(20.K227)	

	法的代表者の保証	商法第264条2項3文に該当する株式会社並びに商法第297条2項4文の親会社のみ	商法第264条2項3文に該当する株式会社並びに商法第297条2項4文の親会社のみ
--	----------	--	--

(出典：S.Müller・A.Stute・K.H.Withus 編,Handbuch Lagebericht,Berlin,2013 年、525-564 ページ)

〔DRS15 と DRS20 との主な相違点〕

- ① DRS 20 は資本市場性指向の企業とそうでない企業とを強く区別する。
- ② DRS20 は、DRS15 で示されていた状況報告書の記載に関する勧告をやめて、最低限度の記載要求に限定する。
- ③ DRS20 は DRS15 と異なり連結面に重点を置く。DRS20 は商法 289 条に基づく状況報告書について触れない。
- ④ DRS20 は DRS15 を継承しつつも、これを意味あるように補完する(DRS20.11)。
- ⑤ DRS20 は DRS15 と対照的に単に情報提供だけでなく、会計報告も目標とする。
- ⑥ DRS15 で状況報告書作成の原則とされていた「持続可能的な価値形成に対する集中」を原則からはずす。その理由は、それが原則ではなくて、財務的及び非財務的業績指標という具体的な内容を示すから。
- ⑦ DRS20 は個々の報告内容を充実させる。
 - 1) 企業の目標及び戦略、並びに予測・チャンス及びリスク報告に関する任意的な作成に関する新规定を設ける。
 - 2) DRS15 は完全性原則からセグメント報告の公表を要求していたが、DRS20 は個別的な事情に対してセグメントに関する情報に限定する。つまり、収益及び投資状況に関するものだけとなる。
- ⑧ DRS20 は表現の明瞭性及び正確性を改善する。
 - 1) 状況報告書作成 (Lageberichterstattung) という名称から連結状況報告書 (Konzernlagebericht という名称へ変更する。
 - 2) DRS20 において、連結状況報告書は連結グループ経営者の見地から見積と判断を表現しなければならないことを明確化する。

(出典：C.Fink・P.Kajüter・N.Winkeljohann,Lageberichterstattung,Stuttgart,2013 年、25-26 ページ)

状況報告書作成原則 (DRS20)

1. 完全性

情報伝達の完全性	DRS 20.12	
理解性	DRS 20.13	
状況報告書以外での指摘可能性及び情報	DRS 20.14,15,21	
相殺禁止	DRS 20.16	

2. 信頼性及びバランス性

信頼性	DRS 20.17,19	情報の検証可能性など
バランス性	DRS 20.18	プラス/マイナス面の一面的説明ではない

3. 明瞭性及び概観性

様式の統一	DRS 20.,20,21	
要約	DRS 20,22,23	連結と個別の要約
細分類	DRS 20.25	
継続性		内容及び様式の継続性
セグメント	DRS 20.27,28	
決算書との首尾一貫性	DRS 20.29,30	

4. 企業経営者の視点からの伝達

企業経営者の視点	DRS 20.31	見積と判断の必要性を記載
----------	-----------	--------------

5. 重要性

重要な情報に集中	DRS 20.32,33	
----------	--------------	--

6. 情報の格差

企業状況に応じた詳細及び説明の程度	DRS 20.34	
情報義務の省略がないこと	DRS 20.35	

状況報告書作成の主な内容(DRS 20)

1. 企業基盤

事業モデル	DRS 20.36,37,38	
目標と戦略	DRS 20.40～44	
運営組織	DRS 20.K45	※ K資本市場指向性親会社
研究及び開発	DRS 20.48～52	
支店	個別状況報告書のみ	

2. 経済報告

一般	DRS 20.53,55	
経済全体及び業種上の条件	DRS 20.53,59,61	
営業の経過	DRS 20.62,63	
状況	DRS 20.64	資産・財務・収益の状況
収益状況	DRS 20.65～67	
財務状況	DRS 20.K79	
資本構成	DRS 20.81～85	
投資	DRS 20.87～91	
流動性	DRS 20.92～98	
資産状況	DRS 20.99,100	
全体の説明	DRS 20.58	
業績指標	DRS 20.101～113	非財務的業績指標の計数報告含む

3. 後発事象

特に重要な事象	DRS 20.114	
---------	------------	--

4. 予測・チャンス及びリスク

一般	DRS 20.116,117	
予測報告	DRS20.118～133	
リスク報告		
リスク管理システム	DRS 20.K137,138	資本市場性のある親会社のみ
リスク	DRS 20.146～164	

	全体説明	DRS 20.160,161	
チャンス報告			
	チャンス	DRS20.146,147,150	
	全体説明	DRS 20.160	

5. 会計プロセスにおける内部統制システム及びリスク管理システム

(親会社もしくは連結決算書に含まれる子会社で資本市場指向性の場合のみ)

重要なメルクマール	DRS 20.K168	
内部監査システム	DRS20.K174~177	

6. 金融商品の利用に関するリスク報告： DRS 20.179,180 等

7. 報酬報告(上場株式会社のみ)： DRS 20.17.38,46,63

8. 買収関連事項(組織化された資本市場で議決権のある株式発行の親会社)

: DRS 20.K190,191,197200 等

9. 企業管理の説明(上場株式会社)： DRS 20.K227~231

10. 状況報告書の宣誓: DRS 20.K232,233,235

(出典:C.Fink・P.Kajüter・N.Winkeljohann,Lageberichterstattung,Stuttgart,2013 年、307-328 ページ。)

DRS20 における非財務的業績指標(持続可能性)の取扱い

1. 持続可能性の定義：企業もしくはKonzernにおける経済的、エコロジック的及び社会的な給付の全体的及び継続的な将来発展を目指すコンセプト
2. DRS20 では状況報告書のなかに固有の持続可能性報告を要求していない。
その理由は、それに対する国際的な基準の方向性が高まっているから(→統合報告)。
その結果、持続可能性要素の開示が状況報告書において義務づけられているにすぎない。
3. 非財務的業績指標：①得意先関連、②環境関連、③従業員関連、④研究開発の指標、
⑤Konzernの社会的評価

※ 1) 持続可能性の情報：SD-KPIs (Sustainable Development Key Performance Indicators)→ドイツ連邦環境省の指示による 68 業種別の指標
これには重要性に応じて SD-KP I 1,SD-KPI 2,SD-KPI 3 がある。

2) SAP 株式会社(2012 年)：統合報告をインターネットで公表

3) 状況報告書と統合報告書に関する方向性

- ① 状況報告書のなかで固有の持続可能性報告を収容
Siemens AG, Deutsche Bank AG, Deutsche Bahn AG, BMW AG, Daimler AG など
60 社が DNK について準拠
なお、DNK ではなくて、GRI を採用している企業は N100 社のうちで 50%、
DAX-30 社のうち 87%である。
- ② SAP 社のように、状況報告書のほかにインターネットで統合報告書を開示
- ③ 統合報告書のなかに状況報告書による法的要求を収容

論点9：各国における開示様式・XBRL等の活用に関する動向

1. 背景

企業による情報の開示については、紙媒体による開示情報を前提とした開示様式の議論から、企業のウェブサイト上の開示、XBRL(Extensive Business Reporting Language)による証券規制当局への提出情報の信頼性等の議論に焦点が移行している。

ここでは、(1)米国及び欧州での開示フレームワークに関する議論の中の開示様式に関する事項と、(2)各国のXBRL等による提出書類開示の動向を分けて検討する。

2. 米国及び欧州での開示フレームワークに関する議論の中の開示様式

(1) 米国

● 財務諸表の注記の「様式及び構成」について

米国では、SECレギュレーションS-Xにより、1933年証券法、1934年証券取引法及び1940年投資会社法に基づき提出される有価証券届出書及び財務諸表等の提出書類の様式及び内容が詳細に規定されている。

個別の会計基準における注記規定については、開示フレームワーク・プロジェクトとして以下のような見直しの動きがある。

<様式>

米国財務会計基準審議会(FASB)が2012年7月に公表したコメント募集「開示フレームワーク」の第5章「様式及び構成」では、現行の開示様式に対する批判として、以下の4項目を挙げている(5.1項)。

- a. 開示が決まり文句となっていて、目的適合性のある情報を提供していない
- b. 特定の事象又は取引に関する情報をつなぎ合わせることが困難である
- c. 開示と財務諸表との関係を理解することが困難である
- d. 最も目的適合性のある開示を識別することが困難である

これらを踏まえて、以下の提案がされていた。

- ・ 開示は企業固有とすべき(→会計基準の抜粋や一般的な表現ではなく企業の言葉で語る)
- ・ 開示は共通の基準点(例:満期分析の期間間隔、分解レベル、記述方法等)をもつべき(→それにより将来キャッシュ・フローの見通しに与える影響の理解が容易になる)
- ・ 理解可能性の強化(→表、見出し、相互参照、強調を使用することにより利用者が情報をより容易に発見することができる)

具体的に表形式が望ましい例として、ロールフォワード、満期スケジュール、財務諸表表示項目の分解情報、算式へのインプット、複数の契約内容等の詳細説明が挙げられている(5.10 項)。

<構成>

一方、開示の構成についての現行の批判として、以下が挙げられていた(5.17 項)。

- a. 密接に関連した事項が必ずしも同じ注記又は連続した注記に含まれていない
- b. 特定の資産、負債、収益又は費用に関する開示が、別の注記に記載されている場合がある
- c. 関連しない項目が、それらが同じ会計トピックの中で扱われているという理由だけで同じ注記に含まれている
- d. 注記の順序が必ずしも合理的ではない
- e. 注記の順序が、情報の目的適合性に関して何ら示唆を与えていない

これらの批判に対しては、すべての企業に対して特定の順序を定めて利用者が必要な情報を探しやすくする方法、又は、報告企業による柔軟性を認め、作成者が順序を決定するために役立つ適用ガイダンス(またはアドバイス)をFASB が提供する方法的 2 通りがあるとした上で、それぞれについて以下の提案がされていた。

・ 標準的な順序を特定

米国会計基準では、注記を特定の順序で表示することを要求していないが、会計方針を最初の注記で記述することが推奨されている。その後、貸借対照表の表示の順に資産及び負債に関する注記が続き、最近のガイダンスで要求している注記はそれらの後が続くことが多いが、首尾一貫した実務ではない。そこで、可能性のある標準的な順序として以下が提案されていた(5.22 項)。(現在、冒頭に記載されることの多い会計方針が末尾となっている。)

- ① 企業全体に関する開示
- ② 財務諸表に広範な影響を与える取引・事象に関する開示
- ③ 財務諸表上に表示科目に関する注記を貸借対照表の表示順に記載し、その後損益計算書の表示順に続ける
- ④ 基本的財務諸表に認識されていない項目に関する開示
- ⑤ 会計方針

・ 適用ガイダンスを伴った柔軟性を導入

利用者からは、関連する情報をグループ化することが改善につながると

の指摘があった。例えば、棚卸資産に関する開示に、棚卸資産購入に関連するヘッジとして指定したデリバティブ及び潜在的な供給リスクをひとつの注記としてまとめて開示することが考えられる。このグループ化は、各企業によって異なる可能性があり、各企業が、各自の財務諸表において最も適切なグループ化をするための方法を決定する必要がある。

これらのグループ化された情報の開示順序については、①経営者が自社の財務諸表の利用者にとっての目的適合性に従って開示する案（利用者によって目的適合性の視点が異なる場合は最も一般的な利用者を想定して決定）、②企業の経営者が企業の視点から最も目的適合性があると考える順序で開示する案、の2通りの考え方があるとしている。

②については、情報の「順序」に関する決定であり、どの情報を開示するか否かの決定ではないため、情報量が減る懸念はないこと、さらに、経営者が考える目的適合性のある情報が何かに関する理解そのものが有益な情報となり得るとしている。

一方、このような柔軟性の導入（関連情報をグループ化し、目的適合性が高い順序で開示すること）は、各企業による注記の順序が異なることになり、利用者が必要な情報を探すことが困難になる懸念もある、としている。

- 開示フレームワークに対するコメント概要

- ＜一定の様式・構成の一貫した適用＞

FASB のコメント募集「開示フレームワーク」に対するコメント提出者のほとんどが、一定の様式と構成を一貫して適用することに便益があるという FASB の仮説を支持した¹。但し、開示の様式と構成は、開示の有効性を改善するという開示フレームワーク・プロジェクトにおける主要な論点ではなく、二次的なものであると大多数は回答した。

- ＜詳細規定＞

多くの回答者は、FASB が開示の様式と構成に関する詳細規定を設定するべきではないと回答した。なぜなら、詳細な様式と構成に関する規定を設定することは、「何が適切な開示かどうかを作成者が判断すべき」という概念と相容れないためである。

- ＜表形式、相互参照＞

多くの回答者は、定量的情報については、文章による説明ではなく、表形式の開示がより明確で標準的な表示となるとしている。ほぼ全員が本表と注記、及び注記相互間の相互参照（クロスレファレンス）が利用者の理解を深める上で有用であると回答した。注記を開示する順番（構成）については、現状を変えることには同意しないという回答が大多数であった。

¹ FASB コメント募集に対するコメント要約、パラグラフ 27～29.

これらのコメントを踏まえて、FASB では、2013 年 2 月から開示フレームワークに関する審議が再開しており、2014 年第 1 四半期中に、FASB の意思決定プロセスに関する公開草案が公表される見通しである。当該開示フレームワークは、FASB 財務会計概念書第 8 号 (CON 8) に組み込まれることになる。

(2) 欧州

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、フランス国家会計基準庁 (ANC) 及び英国の財務報告審議会 (FRC) とともに、2012 年 7 月にディスカッション・ペーパー「注記に対する開示フレームワークへ向けて」(DP) を公表した。EFRAG、ANC 及び FRC は、FASB と協力して開示フレームワークの検討をしていた。それぞれのデュープロセスが異なることから、別個の討議文書を同時期に公表しているものの内容的には類似している²ため、概略のみを以下に記載する。

- 「要求事項の適用—伝達 (communication)」(第 5 章)における DP の提案
 - 開示は企業固有のものであること(決まり文句の開示は目的適合性のある情報とはいえない)
 - 開示は最新のものであること(過去の期間の情報の繰り越しは当期の業績・財政状態の理解に必要とされる場合のみ)
 - 開示・情報を体系化するべきであること(優先度の順に表示するなど)
 - 明確で均衡がとれた簡潔な開示、平明な言葉
 - 開示を関連付ける(相互参照、グループ化)
 - 標準化(現在のアプローチ)から柔軟性のあるアプローチへ
- DPに対するコメント分析結果(フィードバック文書³)
 - 「伝達」に関する提案に概ね同意
 - 情報の順序については標準的な順序を支持する回答(12 件)と、より柔軟な順序を支持する回答(8 件)と見解が分かれた

上記の通り、概ね、FASB のコメント募集に対するフィードバックと同様の見解を得ている。EFRAG 等による DP の目的は、開示の改善に関する議論を活性化することであり、それは、IASB による開示イニシアチブの立ち上げによって達成できたとしている。(よって、今後、EFRAG が何らかの開示フレームワークに関する公開草案等を公表する予定はない。)

3. 各国の XBRL 等による提出書類開示の動向

(1) 米国

- EDGAR 及び XBRL について

² FASB 「開示フレームワーク」、1.36 項

³ EFRAG, *Towards a Disclosure Framework for the Notes – Feedback Statement on Discussion Paper*, April 2013.

- EDGAR とは、電子的情報収集・分析・検索システム (the Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system) の略であり、SEC レギュレーション S-T 及び EDGAR 提出者マニュアル (EDGAR Filer Manual) によって規定されている。EDGAR による提出者を保護するためのセーフハーバーとして、提出者のコントロールの及ばない電子的なデータ通信上のエラーのみに起因する提出書類の誤謬及び脱漏については、適時に修正報告をする限り、連邦証券法制度における責任 (liability) 及び不正防止規定 (anti-fraud provisions) の適用対象外とされている。
- 2009 年にすべての SEC 登録会社に XBRL 形式での財務報告の作成が義務づけられる規則が公表され、大規模早期提出会社のうち、流通する株式の時価総額が 50 億ドル超かつ USGAAP 適用会社について、2009 年 6 月 15 日以後終了会計期間から XBRL データによる提出が義務づけられている。義務化の 2 年目までは、Form 10-Q、Form 20-F 等の提出 (HTML 又は ASCII の従来フォーマット) 後 30 日以内に XBRL データによる提出をすればよいが、3 年目以降は同時提出が要求される。また、2 年目以降は、XBRL 対象が注記等に拡大されている。
- 企業のウェブサイト上の情報開示について
 - 米国証券取引委員会 (SEC) では、2008 年に企業のウェブサイト上で情報を開示することに関するガイダンス⁴を公表した。これは、ウェブサイト上で証券取引法に基づく情報開示を促進する目的でもあった。このガイダンスでは、①ウェブサイト上で公表される情報がどのような場合に SEC レギュレーション FD における「公表された (public)」に該当するかどうか、②企業がウェブサイト上で情報開示する際の責任 (liability) —これには、第三者のウェブサイトへのリンクや過去に掲載された情報等を含む、③ウェブサイト上で情報公開する際に推奨される内部統制と手続き、④印刷のしやすさではなく読みやすさに焦点を当てた情報開示の様式、が説明されている。
 - 2009 年に SEC は開示システムの現代化に関するイニシアチブに関する報告書⁵を公表し、単純に文書をウェブサイト上で公表する方式から双方向システム (XBRL などを想定) に移行する計画を目指すこととした。
 - 2013 年 2 月、SEC の小規模及び新興企業に関する諮問委員会 (2011 年設立) は、中小規模の公開会社について、一定の開示要求事項について規模別規定を導入し、小規模会社について双方向システムによる情報開示を免除すること等を提案した⁶。

⁴ Commission Guidance on the Use of Company Web Sites, Release No. 34-58288 (Aug. 1, 2008)

⁵ 21st Century Disclosure Initiative: Staff Report, Toward Greater Transparency: Modernizing the Securities and Exchange Commission's Disclosure System (Jan. 2009)

⁶ SEC, 17 CFR Parts 230, 232, 239, 240 AND 260. RIN 3235-AL39, Proposed Rule Amendments for Small and Additional Issues Exemptions under Section 3(b) of the

- 2013年4月、SECは、ソーシャル・メディアを使用した企業の情報開示と2008年に公表したガイダンス及びレギュレーションFDとの関係について調査した結果⁷を公表し、投資家にどのソーシャル・メディア（Facebook や Twitter など）を通じて情報開示するかをあらかじめ周知していれば、ソーシャル・メディアによる企業の情報開示が情報普及手段として認められるとした。

(2) EU 規制市場

● 欧州をカバーするアクセスポイントの新設

現行のEU透明性指令(2004/109/EC)では、メンバー国は、EU規制市場で証券が取引される企業の開示情報を各国のデータベースに集積し公衆がアクセスできるようにすることが要求されている。しかし、欧州全域で一元管理されたデータベースではないため、投資家は27か国のデータベースを参照して必要な開示情報を入手しなければならないという不都合がある。

そこで、2013年6月に公表された透明性指令の改正では、欧州規制市場で証券が取引される企業の開示情報を欧州全域でとりまとめたひとつのアクセスポイントを欧州証券市場監督機関(ESMA)が開発し、運営することが示されている。利用者は、このESMAによるアクセスポイントを経由して各国の情報データベースにアクセスできるようになる。

現状、ESMAのウェブサイト⁸上に、各国の開示情報が集積されているサイトへのリンク一覧が公表されている。

● 統一電子提出書類フォーマットの導入

EU加盟国では、2020年1月1日から統一電子提出書類様式による年次報告書の開示が強制される。ESMAが既にXBRLなどによる情報の提出・閲覧等に関するテクニカルな基準の草案作りに着手している。今後、ESMAは、当該基準に関して広く関係者からの意見収集を実施する予定である。

● 【参考】各国における開示情報

- 英国—EU規制市場で証券が取引される英国企業の開示情報は、金融行為監督機構(FCA)の委託を受けた民間企業であるHemscott Group Limited (Morningstar®)が運営している。
- フランス—EU規制市場で証券が取引されるフランス企業の開示情報は、政府機関であるInfo-financiere.frのウェブサイトでフランス語又は英語で閲覧ができる。但し、各社の提出書類はフランス語のみの場合が多い。
- ドイツ—EU規制市場で証券が取引されるドイツ企業の開示情報は、

securities Act, February 2013.

⁷ Report of Investigation Pursuant to Section 21(a) of the Securities Exchange Act of 1934: Netflix, Inc., and Reed Hastings, Release No. 34-69279 (April 2, 2013)

⁸ <http://www.esma.europa.eu/page/oams>

Unternehmens-Register(Company Register) からドイツ語、英語、フランス語及びイタリア語のメニューがある。

(3) EFRAG

前述のディスカッション・ペーパー「注記に対する開示フレームワークへ向けて」において、EFRAG は、テクノロジーの活用にもなう報告様式の変容について言及していた。例えば、英国 FRC による報告書「Cutting the Clutter(ゴミの山の削減)⁹」では、重要な会計方針などの開示を企業のウェブサイト上で行うこと等が提案されていたことにも触れ、テクノロジーの発展により、印刷された財務諸表において分解されている情報が、電子的フォーマット上で数値の掘り下げができるなら、分解情報が不要になる可能性がある。また、過去の情報がオンラインでいつでもアクセスできる場合には、比較情報や増減表の作成も不要になる可能性があるとしている。

(4) XBRL データの信頼性

XBRL の導入が進む米国では、データの信頼性に関する調査も数多く実施されている。例えば、2010 年の調査¹⁰では、2010 年 10 月 22 日付の 3,450 件(総 1,442 社、このうち複数提出会社が 534 社、1 件の提出が 908 社)の XBRL による提出書類の内、2,523 件にデータの品質エラーが検出されたという。さらに、アナリストの分析では、エラーではないが、タグ付が一貫していないこと等、XBRL の運用面に改善の余地があることを示唆している。

4. 日本における開示様式・XBRL 等の活用に関する議論

<開示様式>

日本では、有価証券報告書の様式については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(連結財規)及び連結財規ガイドラインによって一定の様式が定められている。また、印刷会社等が詳細な各報告書作成の手引きや記載例を公表しており、実務では広く利用されている。

会社法施行規則及び会社計算規則による各種書類については、経団連等がひな型を公表しており、ほとんどの株式会社が利用している。

また、監査対象となる(連結)財務諸表及び注記については、各監査法人が開示チェックリスト等を使用し開示の漏れがないことを確認することが一般的である。

<XBRL 等の活用>

日本では、2008 年 4 月以降、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の財務諸表部分について XBRL 形式、それ以外の部分は HTML 形式での提出となっていたが、2013 年 9 月から次世代 EDINET が導入され、財務諸表の本表だけではなく注記にまで XBRL による報告範囲が拡大され、開示情報の二次活用、検索機能の

⁹ FRC Discussion Paper, *Cutting the clutter – Combating clutter in annual reports*, April 2011

¹⁰ XBRL US as presented in “*Democratizing Transparency*” by Trevor S. Harris, November 2010.

向上が期待されている。

XBRL データは、直接データを表計算・財務分析ソフトに取り込み利用することができるためデータ入力作業の省略等のメリットも大きいですが、XBRL データは、公認会計士の監査対象ではないため EDINET で表示されている財務諸表が正確であっても勘定科目のタグ付等を含む XBRL データ自体が正確かどうかについては保証がない。

そのため、2011 年 12 月に日本公認会計士協会から IT 委員会研究報告第 41 号「XBRL データに対する合意された手続き」が公表され、また、2013 年 12 月には、IT 委員会研究報告「新 EDINET の概要と XBRL データに関する監査人の留意事項」（公開草案）（コメント期日は 2014 年 1 月 9 日）が日本公認会計士協会から公表されるなど、XBRL データに対する信頼性確保のための動きがある。

5. 諸外国と日本の比較

年次報告書等の様式及び内容に関する詳細な規定が存在する点で、米国と日本は類似しているともいえる。一方、実際の提出書類を閲覧する限り、欧州は各社が比較的柔軟な様式でもって年次報告書等を開示している印象を受ける。

電子的開示システムの浸透という点では、EDGAR を活用している米国と EDINET による開示が強制される日本が世界的にも進んでいる。XBRL データの信頼性確保という課題は共通であるが、それぞれ何らかのアシュアランスを付すことによる信頼性確保を検討しているが、強制はされていない。

6. 考えられる論点

＜開示様式について＞

- 詳細な様式及び内容の規定の是非
- 開示様式に一定の作成者側による柔軟性を導入することの是非
- ひな型、手引き等の活用について（ひな型の位置づけを含む）

＜XBRL 等の活用について＞

- XBRL データの信頼性について、何らかのアシュアランスを強制することの是非

研究会にてご意見をいただきたいこと:

1. 上記、各論点についてご意見をいただきたい。
2. その他、開示様式及び XBRL 等の活用に関連するご意見をいただきたい。

以上

ドイツにおける状況報告書—まとめ

五十嵐 邦正

1. 状況報告書の概要

(1) ドイツの状況報告書(英語: Management Report)は基本的にわが国の会社法における事業報告に相当する。これは、2004年の商法改正以降に更なる発展傾向を示す。とりわけ、予測情報と非財務的業績指標の開示がこれである。

- 参考資料 5-2: 「状況報告書の発展」(日本大学商学部『商学集志』第 83 巻第 3 号、2013 年 12 月)、16-17 ページ)
- 連結ベースの状況報告書に関する旧 DRS15 と現行 DRS20 の主な相違点(資料5、5 ページ)
 - 旧 DRS15 は完全性原則からセグメント報告の公表を要求していたが、現行 DRS20 は連結決算書にセグメント情報が含まれているときにだけ状況報告書に例えば収益及び投資状況の記載が要求される。

(2) 状況報告書に記載すべき範囲の拡大

① 予測情報

- DRS20 における予測情報の内容(参考資料 5-6)
 - 予測期間が「少なくとも 1 年間」(DRS15 では 2 年間)に短縮されたが、その分、正確性が要求されるようになった。
 - 事後的な予測情報の検査が必要とされる。
 - 予測情報の開示には、特定の金額を明示した説明、金額範囲による説明等 5 種類の方法が認められている。
- DRS20 の予測情報と MC 及び MD&A との比較(参考資料 5-7)
 - 米国の MD&A は SEC 登録企業だけを対象としているが、DRS20 は非上場会社を含む連結財務諸表を作成するすべてのドイツの会社を対象としている点で対象範囲が広い。
 - また、IFRS の MC の内容は基本的に DRS20 とほぼ同様であるが、その作成が義務ではなく、practice statement である点に違いがある。

② 非財務的業績指標の定義(参考資料 5-1)

- 非財務的業績指標の定義は DRS20 では明確ではないが、オーストリ

アとほぼ同様の内容を意図している。

● 範囲

2. 予測報告及び非財務的業績指標に関する実証分析結果(2011年度及び2012年度)

- ① 予測報告: HDAX 110 社の内 85 社が開示している。
 - 開示している指標の数は 2011 年が 8.25 で、2012 年が 8.45 へ増加する傾向がある。
- ② 非財務的業績指標の数は 2011 年度が 1.34、2012 年度は 1.45 にすぎない。
 - この情報はまだ DRS20 の内容に比べてかなり不十分である。

3. 持続可能性報告(資料 5、9 ページ)

- 非財務的業績指標との関連で持続可能性報告もまたドイツにおいて重視される傾向にある。
 - ① DRS20 における持続可能性の定義:
 - 企業もしくはコンツェルンにおける経済的、エコロジー的及び社会的な給付の全体的及び継続的な将来発展を目指すコンセプトである。
 - ② 持続可能性報告の方法(参考資料 5-3、「状況報告書と持続可能性規準」)
 - 2011 年にドイツは独自の持続可能性規準(DNK)を策定し、すでにドイツの有名企業の 60 社以上がこれを適用する。

<資料リスト>

- ・ 資料5: ドイツ商法における状況報告書規定
- ・ 参考資料 5-1: 非財務的業績指標の定義
- ・ 参考資料 5-2: 五十嵐邦正「状況報告書の発展」(日本大学商学部『商学集志』第 83 巻第 3 号 2013 年 12 月)
- ・ 参考資料 5-3: 「状況報告書と持続可能性規準」(『産業経理』73(3), 27-35, 2013-10 産業経理協会)
- ・ 参考資料 5-4: シーメンス社連結状況報告書
- ・ 参考資料 5-5: ドイツ企業の IR カレンダー一例
- ・ 参考資料 5-6: DRS20 における予測報告の内容
- ・ 参考資料 5-7: DRS20 と MD&A の比較

[非財務的業績指標の定義]

1 ドイツ

- (1) 2004 年 BiReG 草案(拙稿、8 ページ・右下参照)

非財務的業績指標：企業の業務にとって重要であり、その営業の経過もしくは状況の理解にとって不可欠なものだけでなく(→エコロジーと社会的関連一)、営業の経過もしくは状況の判断にとって重要であり、企業発展の予測に重大な影響を及ぼしうるもの(→顧客数など)

- (2) DRS20：コンツェルンの営業の経過もしくは状況の理解にとって重要なもの

2 オーストリア

- (1) 環境省(Leitlinie zu wesentlichen nichtfinanziellen Leistungsindikatoren,inbesondere zu Umwelt- und Arbeitnehmerinnenbelangen, im Lagebericht,Wien,2008 年、16 ページ)

非財務的業績指標：年次決算書ないしそこで示される金額では導き出せず、金額もしくは金額の比率では表現できない指数

- (2) オーストリア財務報告及び監査委員会(Austrian Financial Reporting and Auditing Committee;AFRAC) (Stellungnahme „Lageberichterstattung gemäß § 243,243a und 267 UGB“,2009 年、45 項)

非財務的業績指標：財務的業績以外で営業の経過、事業の成果もしくは状況の理解にとって重要であり、しかも将来の発展にとって重要な影響を及ぼしうる関連事項、事業及び要素のすべて

シーメンス AG(9 月決算、SEC登録企業)IR カレンダー

年月日		開示書類
2012 年 9 月 30 日	Q4 End	—
11 月 8 日	Q4 FY2012	Q4 FY2012 Earnings Release (14 pages) Q4 FY2012 Financial Results (13 pages) Q4 FY2012 Flashlight (20 pages) Legal Proceedings (7 pages) Siemens 2014 – Headstart with strong Q4 (30 pages) Reconciliation and Definitions for Non-GAAP Measures (20 pages)
2013 年 1 月 23 日	定時株主総会 (12 月上旬に 招集通知)	・Annual Report 2013 incl. consolidated financial Statements of Siemens AG (IFRS) ・Annual Report of Siemens AG 2013 (HGB: in German only)、他
1 月 23 日	Q1	Form 6-K Interim Report FY2013 Q1(48 pages) Q1 FY2013 Earnings Release (14 pages) Q1 FY2013 Flashlight (15 pages) Q1 FY2013 Financial Results (8 pages) Reconciliatoin and Definitions for Non-GAAP Measures (20 pages) Solid start to FY2013 (Q1 Analyst Call)
5 月 2 日	Q2	Form 6-K (その他は Q1 と同じ)
7 月 31 日	Q3	Form 6-K (その他は Q1 と同じ)
11 月 7 日	Q4 財務諸表、年 度の暫定的財務 数値の公表	Q4 FY2013 Earnings Release Q4 FY2013 Flashlight Reconciliation and Definitions for Non-GAAP Measures Q4 – Solid close to fiscal 2013 (Q4 Analyst Conference) Q4 FY2013 Financial Results

**フォルクス・ワーゲンAG IRカレンダー(12月決算)
(フランクフルト証券取引所プライム・スタンダード)**

年月日		開示書類
2013年 3月14日	年次報告書 (連結)(個別)	Annual financial report(注1)(全50ページ) Annual financial report of the group(注2)(全360ページ)
4月25日	定時株主総会	
4月29日	四半期報告 (連結)1~3月	Quarterly financial report of the group within the first half-year (注3)(全45ページ)
7月31日	半期財務報告 (連結)	Financial report of the group (half-year) (全53ページ)
10月31日	四半期報告 (連結)1~9月	Quarterly financial report of the group within the second half-year(注3)(全53ページ)

(注1) 親会社単体財務諸表(商法ベースの貸借対照表、損益計算書及び注記。2年併記。監査報告書(単年度)日付は2013年2月13日)

(注2) 年次報告書(連結)(いわゆるアニュアル・レポート)には連結財務諸表(IFRS)、コーポレート・ガバナンス・レポート(状況報告書の一部として)、状況報告書(グループ、個別)が含まれている(親会社の個別財務諸表は含まれない)。連結財務諸表及びグループ状況報告書の監査報告書日付は、2013年2月13日。定時株主総会には、アニュアル・レポートに追加して親会社単体財務諸表が提出される。

(注3) 四半期報告書には、四半期財務諸表(いずれも要約、連結のみ)(損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書)及び注記、期中グループ状況報告書(その中に商法で要求される親会社単独の状況報告書が含まれる)が含まれている。さらに、独立監査人によるレビューレポートが添付されている。四半期財務諸表は、フランクフルト証券取引所のプライム・スタンダードに上場している企業に要求されるもの。

【参考】ゲネラル・スタンダードに上場する企業の例： Biofrontera AG（12月決算）

年月日		開示書類
2013年 4月15日	年次報告書 2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレート・ガバナンス・レポート(商法 HGB § 289 a para.2 point 2 and point 3 と株式会社法 AktG § 161 の両方を満たす内容) ・グループ状況報告書(親会社単体の状況報告書を含む)であり、商法 HGB § 289 para.4 及び 314 para. 4 で要求される事項を含む ・連結財務諸表(IFRS)(貸借対照表、損益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記) ・監査報告書(日付:2013年4月8日) ・経営者宣誓書(証券取引法 WpHG § 37y 及び § 37w para. 2 no.3 による)(全 90 ページ)
5月17日	四半期報告 (1Q)	<p>四半期財務諸表ではなく以下の項目について記述式説明がされている。(全 6 ページ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Biofrontera AG 会社の説明 2. Business development and finances 売上高を中心とした業績説明 3. Products 製品ライン別説明(金額なし) 4. The share 株式について
6月18日	定時株主総会	
8月23日	半期報告書	グループ状況報告書、連結財務諸表(貸借対照表、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書、注記)、監査人のレビュー報告書。(全 34 ページ)
11月8日	四半期報告 (3Q)	(Q1と同様)(全 10 ページ)
2014年 3月26日	年次報告書 2013年	—

Biofrontera AG は、2012年12月期売上高が3,431千ユーロ、当期純損失4,118千ユーロ、総資産9,035千ユーロ、総負債9,035千ユーロの規模。皮膚科関連の医薬品製造販売。

<http://www.biofrontera.com/en/investors/financial-reports.html?year=2012>

DRS20 における予測報告の内容

- 1 予測期間は少なくとも1年間(DRS15では2年間)
- 2 S o l l - I S T の比較(事後的検査の必要)
- 3 予測報告の具体例

予測の種類		具 体 例	許容／禁止
特定の予測	時点予測	2014年度の連結利益は400 百万ユーロと見込まれる。	許容
	範囲予測	2014年度には2013年度と比較して連結利益が350百万ユーロから430百万ユーロの間で増加する見込みである。	許容
文章による予測	特定された比較予測	2014年度にはやや増加する年度成果を示す前期に比べて、利益のプラスの発展が見込まれる。	許容
	比較予測	2014年度には前期と比較してプラスの成果を見込む。	禁止
	定性的予測	2014年度には満足のいく年度成果を見込む。	禁止

S.Kolb・G.Neubeck 編、Der Lagebericht,Bonn,2013 年、170-171 ページ

DRS20・management commentary(MC) ・MD&A の比較

	DRS20	MC	MD&A
性質	義務	practice statement (義務ではない)	義務
適用範囲	連結企業 (上場企業以外も対象)	IFRS適用会社	上場企業のみ
主な報告内容	基本的にはほぼ MCと同じ内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務の種類 ② 経営者の目標設定と目標達成に対する戦略 ③ 最も重要な資源、リスクと企業関係 ④ 事業成果とその見込み ⑤ 分析尺度と収益力の指標 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業成果 ②流動性と資本資源 ③研究開発 ④トレンド情報 ⑤オフバランス契約 ⑥契約義務の一覧 ⑦セイフハーバー <p>※ここではforward looking 情報及び非財務的業績指標の開示は義務づけられていない。</p>